第３章

計画の内容

基本目標１　「一人ひとりの能力が輝く地域づくり」

ア　豊かな自然を愛し、平和で住みよいまち	イ　心と体をきたえ、温かい家庭と明るいまち	ウ　創意を集め、産業と交流の元気なまち
エ　恵まれた文化を活かし、夢を育む学びのまち	オ　共に考え支え合って、未来を望む協働のまち	

○　現状と課題

男女が社会の対等な構成員として共に認め、支え合い、責任を担うべき男女共同参画社会づくりを進めるためには、性別にとらわれず、市民一人ひとりの持つ能力が活かされるとともに、個性が輝く地域づくりの推進が必要です。

しかし、政策や方針などの重要な意思決定の場に参画する女性の割合は26%、自治会などの地域づくりの役員を担っている女性は24%と、いずれの参画率をみても本市で第３次計画において指標として設定した女性の参画率30%を達成することができませんでした。

市民アンケートでは、自治会などの役員において理想と思われる女性の役員割合が「女性が３割から４割」、「女性と男性が半々」と回答した方が全体の80%であったことから、女性の参画に向けた取組が求められています。

（表１　各委員・協議会及び地域活動への女性参画率の推移）　（単位：%）

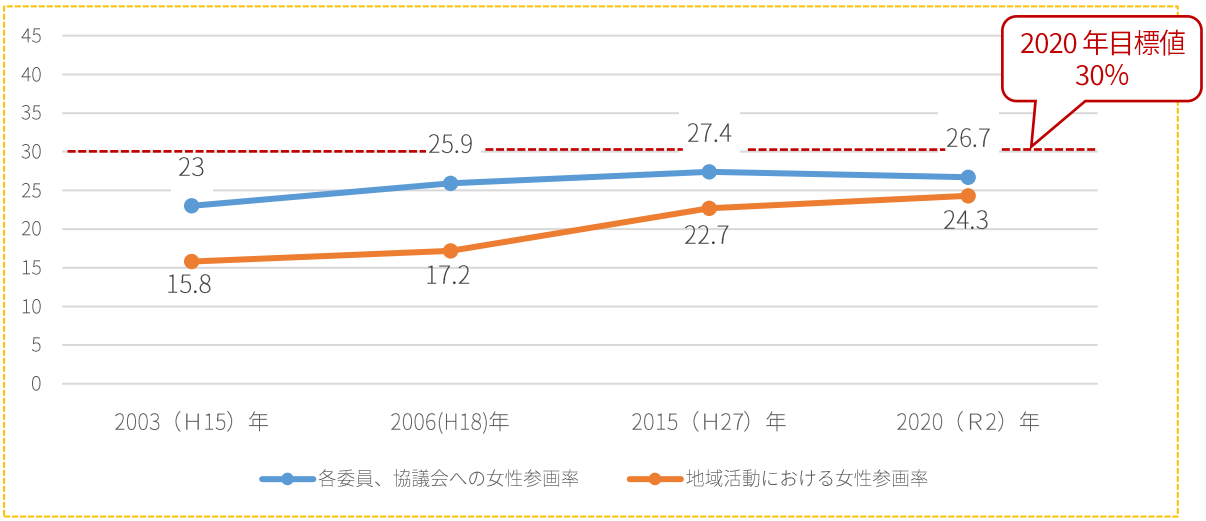

同じく、「社会全体で男性が優遇されている」と回答した方が全体の68%であったことを踏まえ、地域づくりではいまだ固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見や思い込み）が根強く残っています。また、災害等による非常時には平常時の課題が表面化すると言われており、避難所の整備や性別に配慮した物資の備えなど、地域の防災においても性別の視点に配慮して取り組むことも求められています。

（表２　地域［行政区や自治会］において、理想と思われる女性の役員割合）　（単位：%[h]）

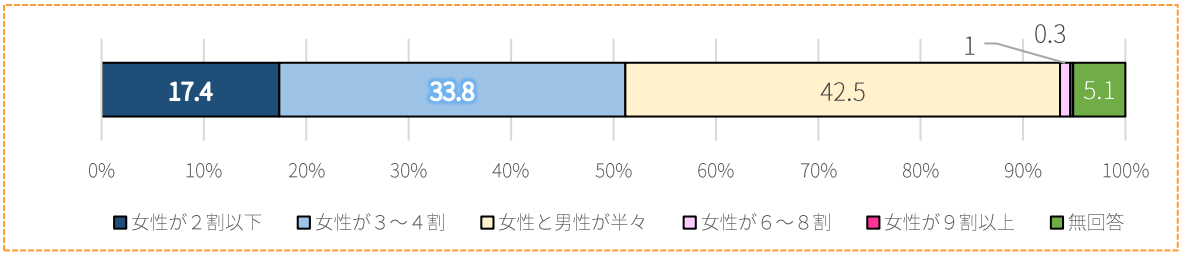

[h]　表のパーセント数字は小数点第２位を四捨五入していることから、合計が100.0にならない場合がある。

（表３　社会全体での「男女の地位」についての意識）　（単位：%）

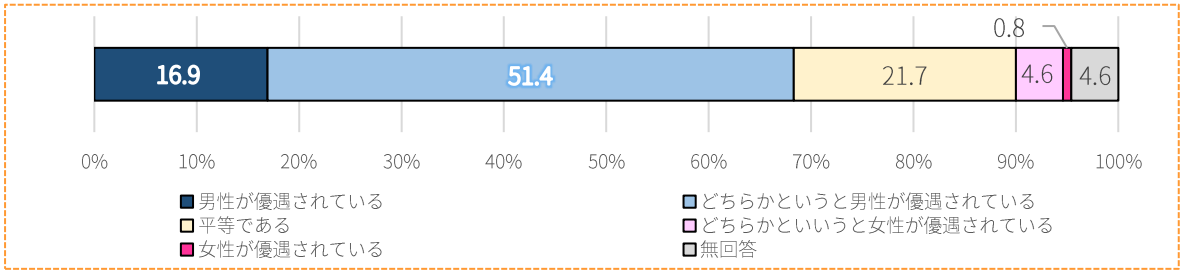

（表４　地域の防災において、性別の視点に配慮して取り組む必要があると思う項目）　（単位：%）

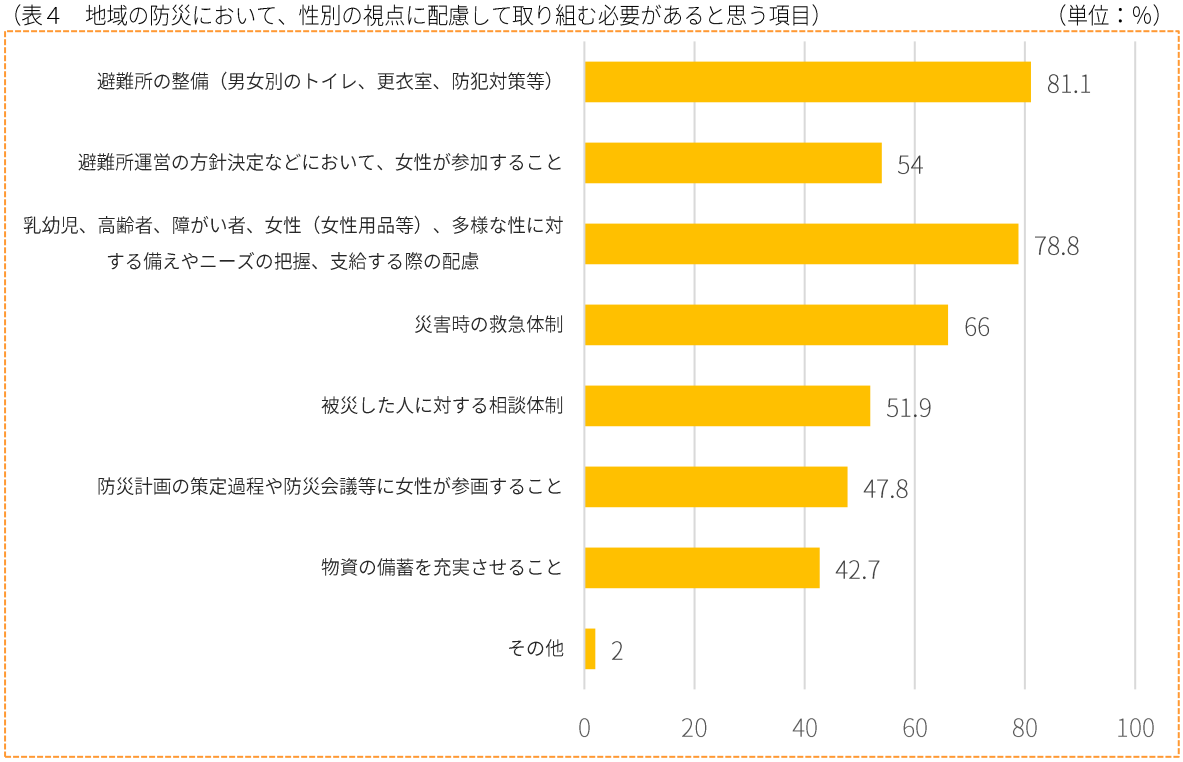

○　施策の方向

(1)　政策や方針など重要な意思決定の場への女性参画の推進

本市では、民間の意見を広く聴取し政策に反映させるため、様々な協議会等を設置しています。それぞれの協議会等に多くの市民が参画する市民協働により取り組んでいますが、女性の参画率はここ10年ほぼ横ばいとなっています。

あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画することは、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、全ての人が暮らしやすい社会の実現につながることから、様々な意思決定の場へ女性の参画を促す取組を進めます。

(2)　男女共同参画の視点を踏まえた防災対策

非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、家事・育児・介護等の家庭責任が女性に集中したり、男性に比べ女性や子どもなどがより多くの影響を受けたりすることが指摘されています。

防災対策には、男女共同参画の視点を含めることが必要であるとともに、非常時において女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が必要です。

また、常時の備え、初期段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、女性が主体的な担い手であることを認識し、消防団や自主防災組織、避難所の運営等、防災の現場において女性の参画が図られるような啓発を進めます。

(3) みんなで守る豊かな自然

持続可能な社会の実現に向けた気候変動問題等の環境問題への対応は、世界的な課題として取組が進められており、本市においても「自然環境と人間生活の調和」を目指すべき環境像としている第４次遠野市環境基本計画が定められています。同計画では、５つの基本目標が定められており、推進に当たっては女性をはじめとする多様な意見の反映や女性と男性に与える影響の違いへの配慮が重要であることから、具体的な取組の推進に男女共同参画の視点が反映されるよう努めます。

(4) 一人ひとりの力が活きる地域づくり

人口減少や少子高齢化が進展する中において、住みよい地域づくりを進めていくためには、市民と行政等が協働で取り組むことが必要です。しかし、次世代の担い手の確保や、多様化する課題やニーズに対応するための様々な視点から課題解決できる人材の確保などが課題のひとつとして挙げられています。

このことから、地域に根強く存在している固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、アンコンシャス・バイアスを解消し、一人ひとりの力を十分に活かすことができる環境づくりに努めます。

また、『遠野物語』や数多くの郷土芸能に代表される文化遺産は、先人たちが私達に残してくれた貴重な宝であります。文化遺産の他にも、古くから地域で行われてきた祭典や習わし、結の精神などは、ふるさとの文化として次の世代にも継承していかなければなりません。その一方で、これまでの社会的慣行の中には現代社会にそぐわないような習慣もあります。古くから受け継がれてきた伝統を守りながらも、男女共同参画の視点を反映させた社会的慣行の見直しが図られる取組に努めます。

○ 指標の設定

№	指　　標	現状値	2025（R７）目標値
1	各委員、協議会への女性参画率	26.7%	30.0%
2	地域活動への女性参画率	24.3%	30.0%

基本目標２　「みんなが幸せになれる働き方と女性活躍の推進」

ア　豊かな自然を愛し、平和で住みよいまち	イ　心と体をきたえ、温かい家庭と明るいまち	ウ　創意を集め、産業と交流の元気なまち
エ　恵まれた文化を活かし、夢を育む学びのまち	オ　共に考え支え合って、未来を望む協働のまち	

○ 現状と課題

少子高齢化、人口減少社会の中で、社会の活力を維持していくためには、特に女性が持っている能力を活かしていくことが重要といわれており、女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護、地域づくり活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、適切なバランスでその能力を十分に発揮することが重要です。

そのためには、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」が求められています。事業所アンケートでは、「ワーク・ライフ・バランスの状況」について、64%の事業所で「進んでいる」「ある程度進んでいる」と肯定的な評価となっていますが、市民アンケートでは「家庭生活が優先」又は「バランスが取れている」と回答した方は全体の47%にとどまっており、もう半分の方は「どちらかというと仕事が優先されている」「仕事が優先されている」と回答しています。一方で81%の方が、「家庭生活が優先」又は「バランスが取れている」を理想としており、理想と現実の差を解消することが求められています。

（表５　事業所における「ワーク・ライフ・バランス」の状況）　（単位：件）

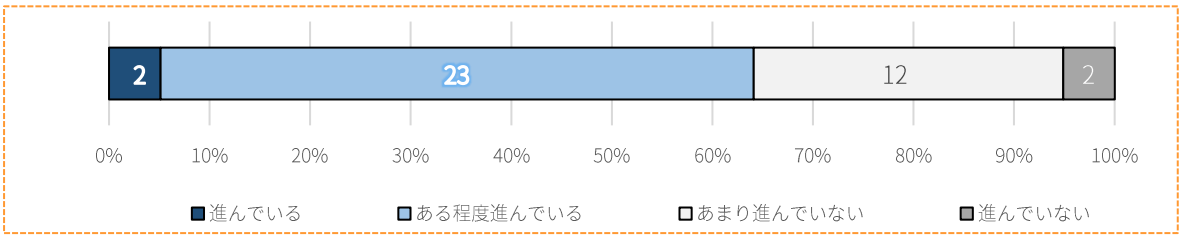

（表６　市民の「仕事と家庭生活の優先度」における「理想」と「現実」の状況）　（単位：%）

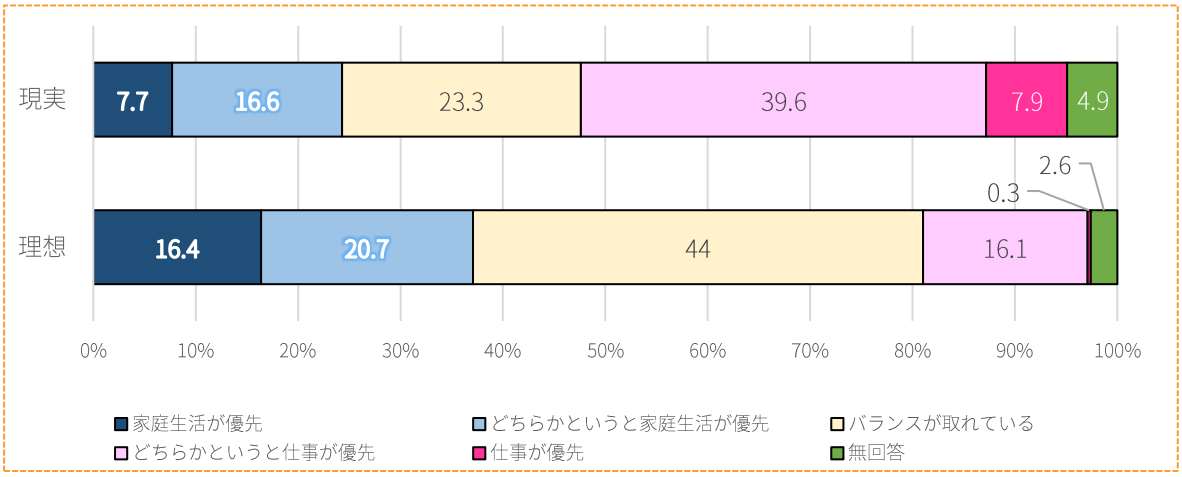

また、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、家事や育児、介護への男性の参画が求められており市民アンケートでは、「男性が育児休暇や介護休暇を取得すること」は、95%の市民が「賛成である」「どちらかというと賛成である」と肯定的に捉えています。多くの事業所で育児休暇や介護休暇制度の規定はあるものの、男性が実際に取得したと回答した事業所はごくわずかにとどまっており、育児休暇や介護休暇の取得に向けた取組が求められています。

（表７　男性が育児休暇や介護休暇を取ることについての意識）　（単位：%）

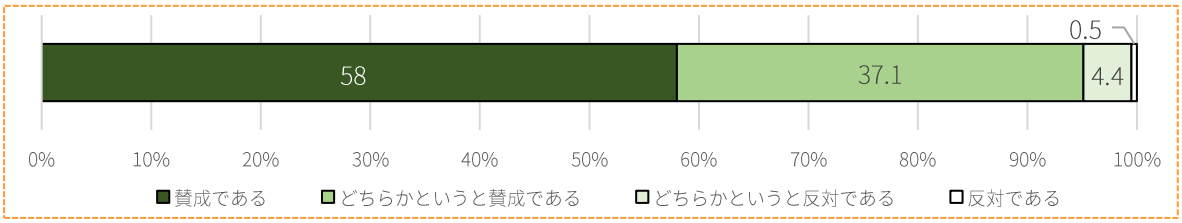

また、「事業所における女性職員の割合」については、全くいないと回答した事業所はなく、全ての事業所において女性が働いています。また、女性管理職については、半数以上の事業所でいることが分かりました。

（表８　事業所における女性職員の割合）　（単位：件）

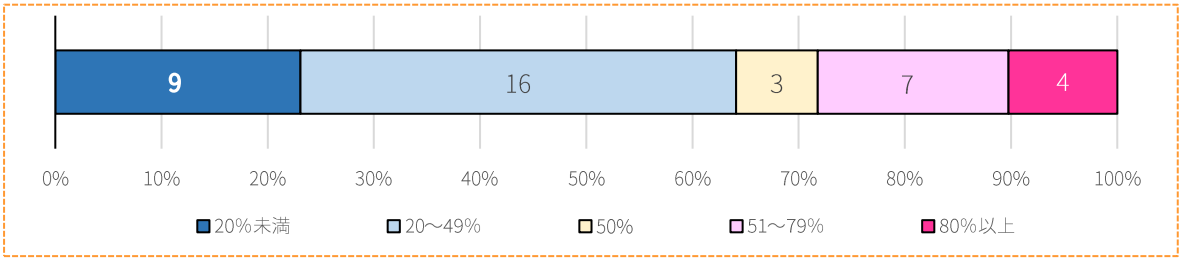

（表９　事業所における女性管理職の割合）　（単位：件）

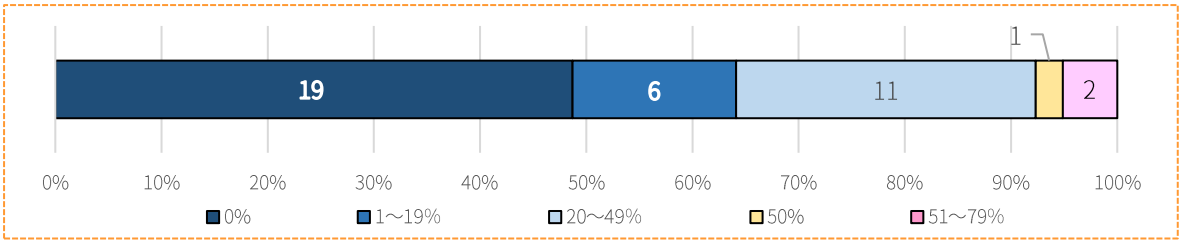

市民アンケートでは、「女性は働かない方がよい」と答えた方は0.8%にとどまり、女性が働くことについて肯定的な評価であるとともに、事業所においては、女性活躍の推進について「進めていきたい」「どちらかというと進めていきたい」と回答した事業所が84%に達しました。職場の環境についても「女性が働きやすい職場である」「男性が働きやすい職場である」等肯定的に評価している方がいずれも80%台となっていますが、「とても働きやすい」と評価している方が20%台にとどまっていることから、さらなる環境づくりが求められています。

（表10　「女性が働くこと」に対する意識）　（単位：%）

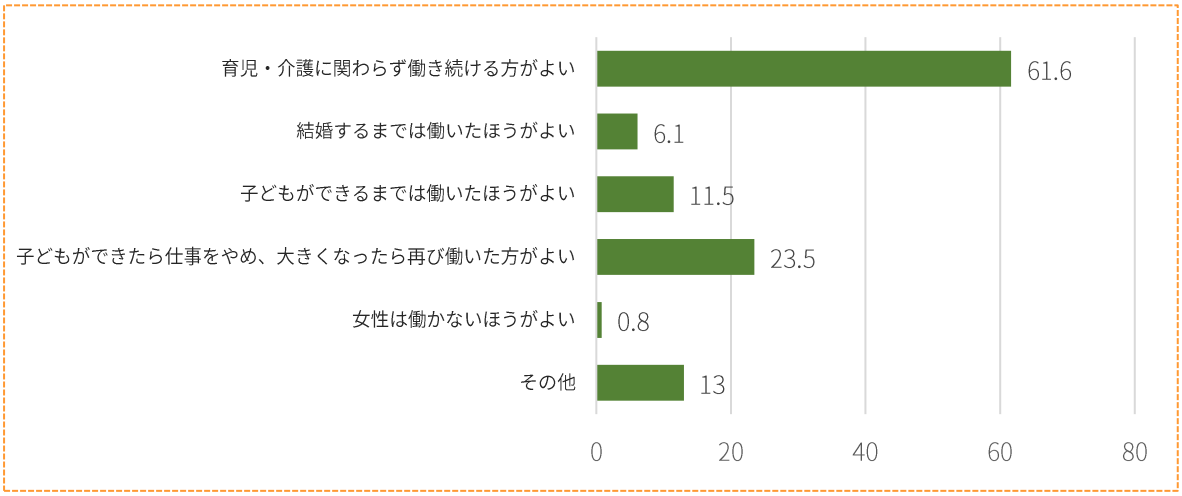

（表11　事業所において「女性活躍推進」の推進に対する意識）　（単位：件）

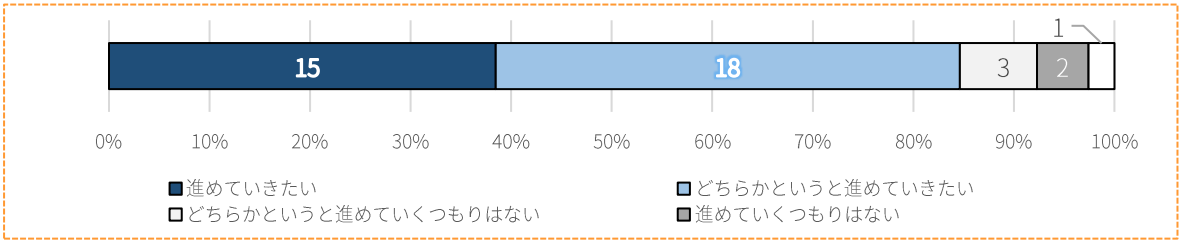

（表12　「働きやすい職場」の感じ方）　（単位：%）

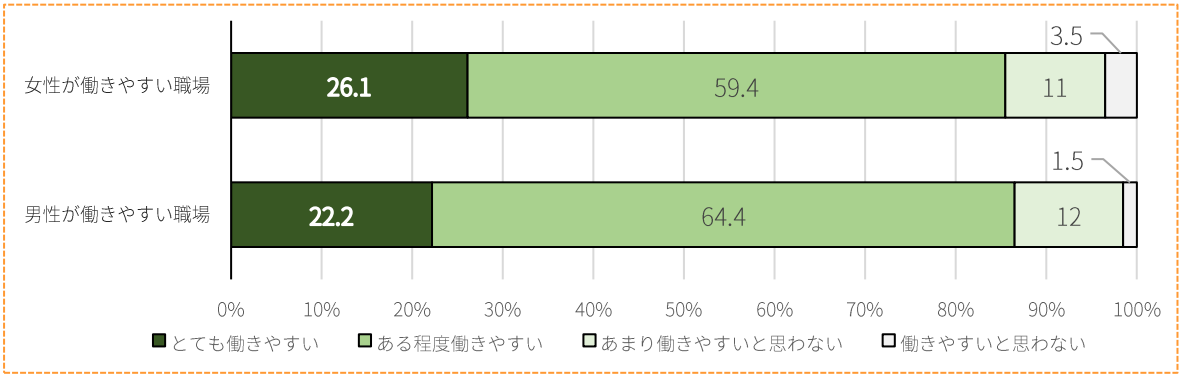

○　施策の方向

(1) 女性活躍の推進

社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するためには、自らの意思で職業生活を営み、女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっています。そのために、国や県、市と事業主をはじめとした幅広い関係機関等が連携し、女性の就業への支援や職業能力開発の促進、女性の起業支援など、女性がいきいきと活躍するための情報提供に努めます。

また、女性の活躍推進に対する理解と協力を得るため、関係機関と連携し、女性登用を推進するための研修や男性の理解や協力を得るための講座などの情報提供に努め、企業の経営者や男性従業員をはじめとした幅広い市民への意識啓発に努めます。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

働くことを希望する全ての人が、仕事と子育て・介護・地域づくり活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、長時間労働の削減と生産性の向上の推進に向けた情報提供に努めます。

また、ワーク・ライフ・バランスを実現させるためには、時間を有効に活用するとともに、テレワークやフレックスタイム制等を活用した多様で柔軟な働き方の実現が求められていることから、幅広い理解に向けて国や県をはじめとした様々な関係機関と連携した啓発活動に努めます。

ライフステージに応じた働き方を実現するため、育児休業や介護休業制度、短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、男性も含めた取得促進など、労働者がこれらの制度を活用しやすい環境整備について、企業や関係団体へ継続して働きかけます。

(3) 働く場での男女共同参画の推進

女性が職業をもつことについて、「働き続けるほうがよい」と考える割合が増えてきています。一方で、働きにくいと答える人の割合は高くなってきています。

女性が働きやすい職場は、男性も働きやすいといわれています。男女雇用機会均等のさらなる推進と長時間労働等を当然とするような従来の労働慣行を前提にしない働き方等を通じた円滑なキャリア形成の促進、雇用形態に関わらず誰もが働きやすい環境づくりに向けて、関係機関と連携し、事業所等への意識啓発に向けた取組を図ります。

また、農林水産業や商工業等の自営業においては、生産や経営と生活が密接であることから、仕事と家事の区別がしにくく、就業形態が不規則で長時間労働になりやすい状況にあります。方針決定の場への女性の参画推進について普及・啓発に努めます。

例えば女性農業者が主体性を持ったパートナーとして経営に参画できるよう、経営計画や就業条件等を家族間で共有する「家族経営協定」の締結や、女性が安全で快適に就業できるようにするための労働条件の改善に向けて、関係機関と連携し、普及啓発に努めます。

○　指標の設定

№	指　　標	現状値	2025（Ｒ７）目標値
3	「仕事と家庭生活の優先度」において「バランスが取れている」と答える市民の割合	23.3%	40.0%
4	「女性がとても働きやすい職場である」と答える市民の割合	26.1%	35.0%

基本目標３　「家庭から始める男女共同参画」

ア　豊かな自然を愛し、平和で住みよいまち	**イ　心と体をきたえ、温かい家庭と明るいまち**	ウ　創意を集め、産業と交流の元気なまち
エ　恵まれた文化を活かし、夢を育む学びのまち	オ　共に考え支え合って、未来を望む協働のまち	

○　現状と課題

日常生活における心の豊かさ、ワーク・ライフ・バランス、子どもへの影響、退職後の生活のあり方等を考慮すると、世代を問わず、家庭生活における家事、育児、介護などを男女が協力して担う必要があります。

男性にとっても、家事・育児・介護に主体的に関わり、仕事以外の役割を持つことが、自立した生活の維持や豊かな暮らしにつながります。

市民アンケートでは、「男は仕事、女は家事や育児」といういわゆる固定的性別役割分担意識について、その考えに「賛成」、「どちらかというと賛成」とした方は全体の31%であり、65%の方は「反対」、「どちらかというと反対」と回答したことから、そのような意識は徐々に解消されつつあります。

（表13　「男は仕事、女は家事や育児」についての意識）　（単位：%）

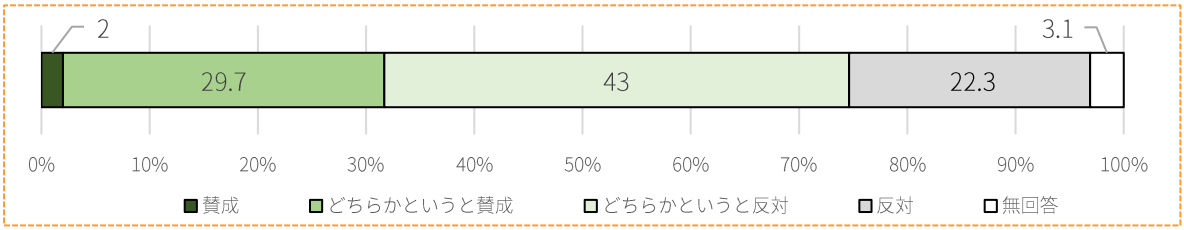

しかし、「家庭生活での男女の地位」については、「平等である」と回答した方は全体の41%にとどまり、48%の方は、「男性が優遇されている」「どちらかというと男性が優遇されている」と回答しました。

（表14　家庭生活での「男女の地位」についての意識）　（単位：%）

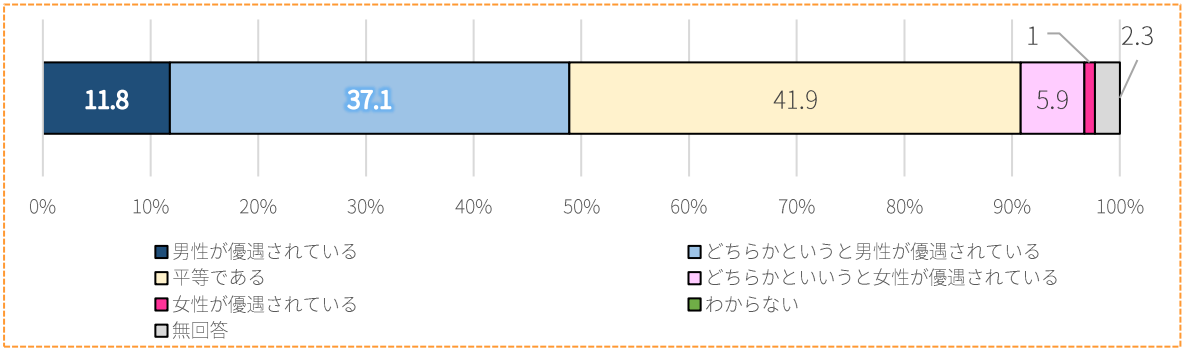

家事の担い手については、全ての項目で「妻が行っている」「どちらかというと妻が行っている」という回答が７割を超えており、「食事の準備」においては、88%の家庭が「妻が行っている」「どちらかというと妻が行っている」と回答しており、家庭責任の多くを女性が担っている実態が明らかになりました。このことが、家庭生活における男性優位の評価につながっている原因のひとつと考えられることから、家事への男性の参画が求められています。

（表15　家事を担っている割合）　（単位：%）

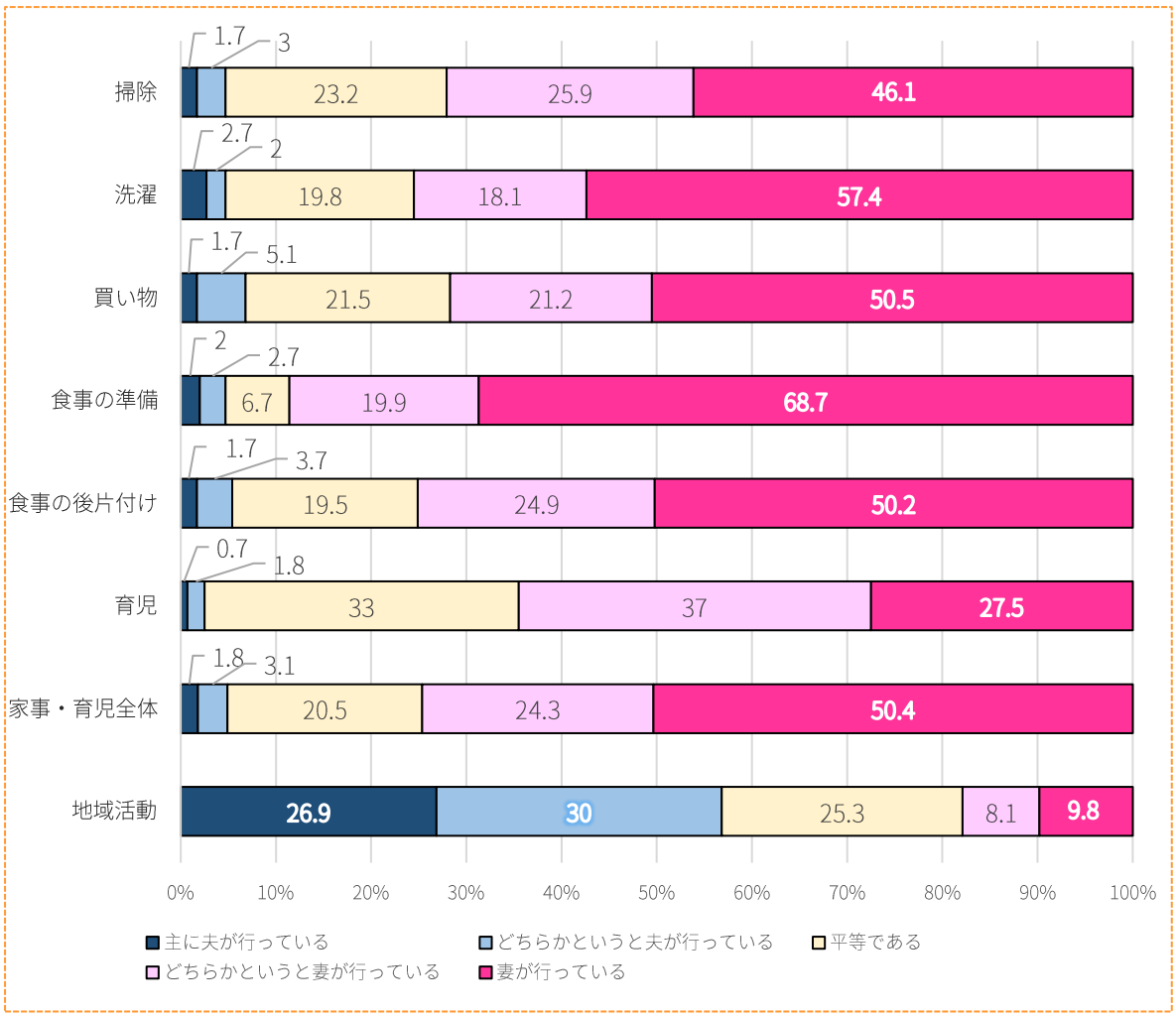

「男性が家事・育児をすることについてのイメージ」については、「男性は家事・育児を行うべきではない」と回答した方は0.3%にとどまり、50%の方は「男性も家事・育児を行うことは当然である」と回答しています。また、「子どもによい影響を与える」「育児・家事を行う男性は仕事もできる」といった項目について評価が高く、家事や育児の参画により、幅広く良い影響がみられている一方で、「女性が家事・育児をしていないと誤解される」「周囲から冷たい目で見られる」といった偏見を感じている方も一定数いたことから、家事や育児への男性の参画について、幅広い意識啓発が求められています。

（表16　男性が家事・育児をすることによるイメージ）　（単位：%）

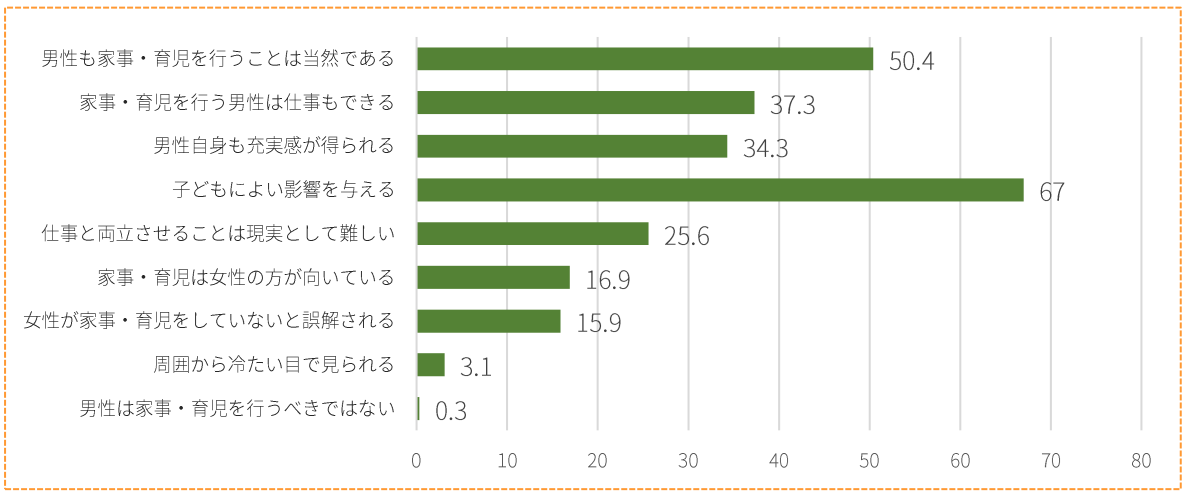

また、心身及びその健康については主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することが必要です。このことから、男女が互いの性差に応じた健康についての理解を深めつつ、男女それぞれの健康を生涯にわたり支援する取組が求められています。

○　施策の方向

(1) 男女がパートナーとして協力しあう家庭づくり

固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や育児等の家庭責任の多くを女性が担っている実態があることから、男性の主体的な家庭生活の参画を進めることが必要です。

家事や育児、介護などについてどちらか一方に負担が偏るのではなく、互いに責任を分かち合い協力する家庭づくりが進むよう啓発活動に努めます。

(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援

生涯を通じて、男女は性別によって特有の疾患を経験する可能性があるなど、異なる健康上の問題に直面することについて、留意することが必要です。特に女性は、妊娠や出産などにより生涯を通して大きな影響を受けることがあることから、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、性と生殖に関する健康と権利に関する情報提供や妊娠・出産に関わる保健医療体制に関しての意識啓発を図ります。

また、食生活や運動習慣、喫煙等の生活習慣を見直し、生涯を見通した健康な体づくりを推進するため、健康的な生活に関する情報提供やスポーツ活動への参加を促すとともに、健康をおびやかすエイズや性感染症、薬物乱用防止などについても、正しい知識の普及啓発などに努めます。

○　指標の設定

№	指　　標	現状値	2025（R７）目標値
5	家庭での家事や育児について「分担のバランスが取れている」と答える市民の割合	20.5%	25.0%

基本目標４　「異性に対するあらゆる暴力の根絶とハラスメントの防止」

ア　豊かな自然を愛し、平和で住みよいまち	イ　心と体をきたえ、温かい家庭と明るいまち	ウ　創意を集め、産業と交流の元気なまち
エ　恵まれた文化を活かし、夢を育む学びのまち	オ　共に考え支え合って、未来を望む協働のまち	

○　現状と課題

暴力は、身体を傷つけるのみならず、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障を来たし、貧困や様々な困難にもつながることもある深刻な問題です。性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場等におけるハラスメントは引き続き深刻な社会問題となっています。

本市においては、「ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）」について、市民に広く認知されているとともに、配偶者等からの暴力は年々減少していることから、根絶に向けた取組が求められています。

（表17　過去３年間の配偶者からの暴力（ＤＶ）の実件数）　（単位：件）

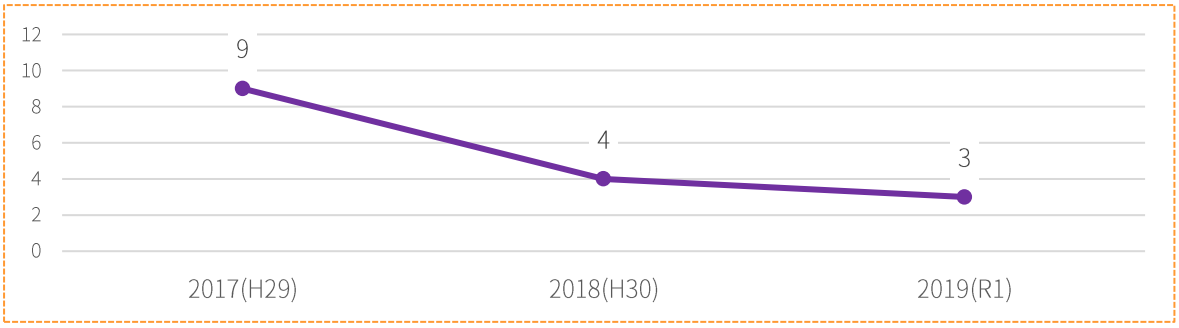

（表18　「ＤＶ」についての認識度等）　（単位：%）

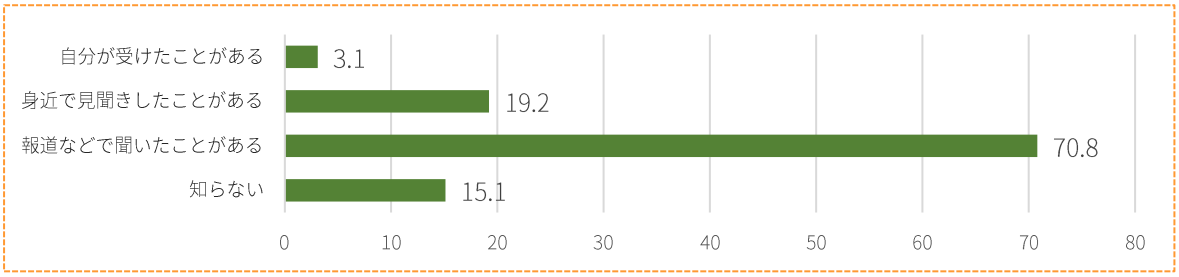

また、ＤＶやデートＤＶを受けたときに相談できる窓口の認知度についての質問では、27%の方が「知っている窓口はない」と回答していることから、幅広い周知が求められています。

（表19　「ＤＶ」や「デートＤＶ」の相談窓口に関する認知度）　（単位：%）

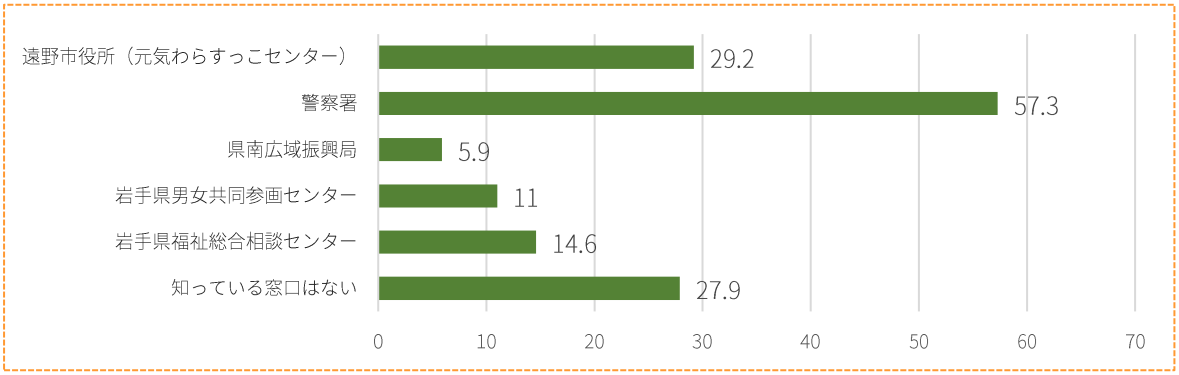

同じく、「ハラスメント」についての質問では、40%の方がいずれかのハラスメントを受けたことがあると回答しているとともに、事業所アンケートにおいては、17%の事業所で、直近５年間でハラスメントが問題になったと回答しており、ハラスメントの防止に向けた取組が求められています。

（表20　市民アンケートにおける「ハラスメント」の内訳）　（単位：%）

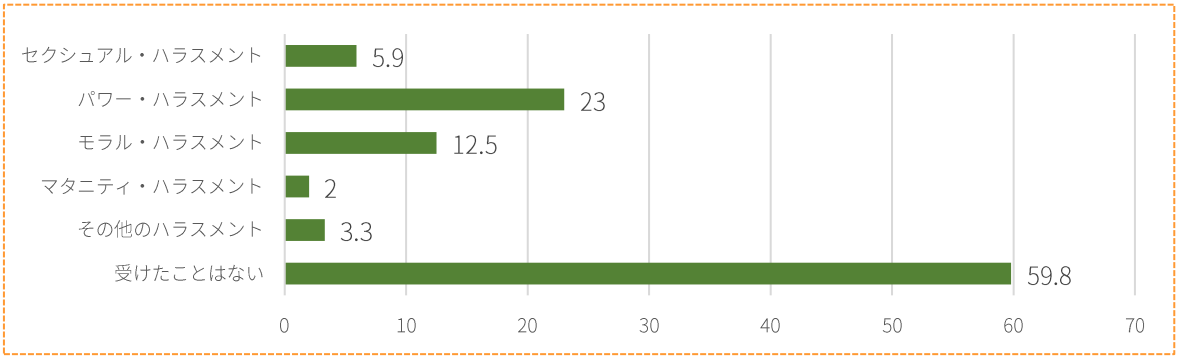

（表21　直近５年間で「ハラスメント」が問題になったことがある事業所）　（単位：件）

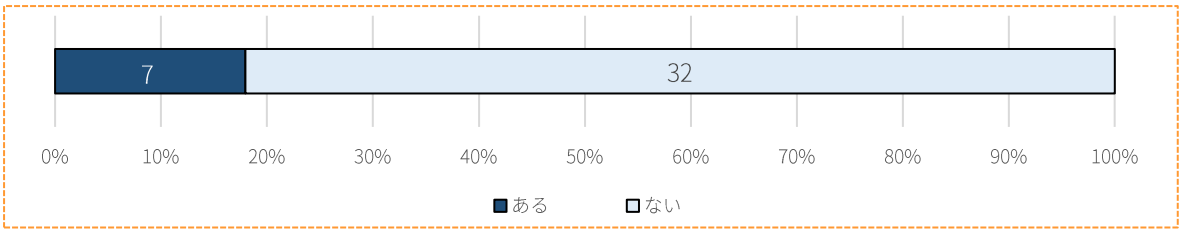

○　施策の方向

(1)　配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者等からの暴力の被害者は、多くの場合女性であることから、さまざまな女性に対する暴力の根絶と女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりと暴力を見逃さない地域づくりに努めるとともに、男性被害者等に対しても必要な配慮が図られるように努めます。

なお、家庭内で暴力がふるわれている場合、子どもに対して大きな影響があるため、子どもへの配慮に努めます。

暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、いわゆるデートＤＶを含めた暴力の根絶に向けた予防啓発や教育・学習に努めます。

配偶者等からの暴力の被害者が、ひとりで悩まず相談することができるよう、関係機関と連携した窓口の周知等に努めます。

(2)　あらゆるハラスメントの防止

男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法等の改正により、令和２年６月からセクシュアル・ハラスメント等の防止対策が強化されたことやパワーハラスメント防止対策が法制化されたことを踏まえ、事業所等において、適切にハラスメント防止対策が講じられるよう、関係機関と連携し、法及びこれに基づく指針の周知啓発及び履行確保に向けた取組に努めます。

また、性別に関わらず、誰もが相談を受けることができる窓口等の周知に努めます。

○　指標の設定

№	指　　標	現状値	2025（Ｒ７）目標値
6	ＤＶに対する認知度	84.9%	90.0%
7	ＤＶやデートＤＶを受けたときの相談窓口の認知度	72.1%	80.0%
8	「ハラスメントを受けたことがない」と答える市民の割合	59.8%	65.0%

暴力の種類

「暴力」といっても、身体的なものだけが暴力ではありません。これらの様々な形態の暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。

身体的暴力

平手で打つ、殴る、足で蹴る、髪を引っ張る、首を絞める、刃物などの凶器を体に付きつける、引きずり回す、物を投げつける　など

性的なもの

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しない、見たくないのにポルノビデオ・雑誌を見せる　など

経済的暴力

生活費を渡さない、家計の管理を全て握る、お金の使い道を細かく管理・指示する、外で働くなと言ったり仕事を辞めさせたりする、無断で借金を重ねたり家にあるお金を無断で持ち出す、自分は働かず一方のみ労働を強制する　など

精神的暴力

大声で怒鳴る、無視する、交友関係を制限する、電話やメールを無断でチェックする、人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言う、大切にしているものを壊したり捨てたりする、殴るふりをして脅す　など

ＤＶ被害者の相談、保護

ＤＶ相談

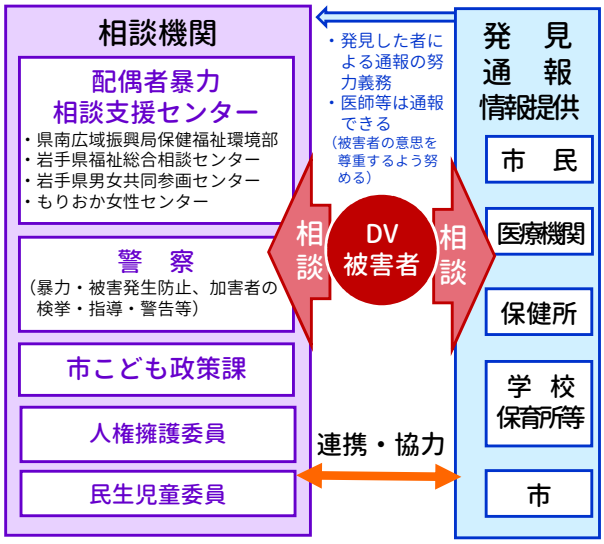

ＤＶ被害者の保護

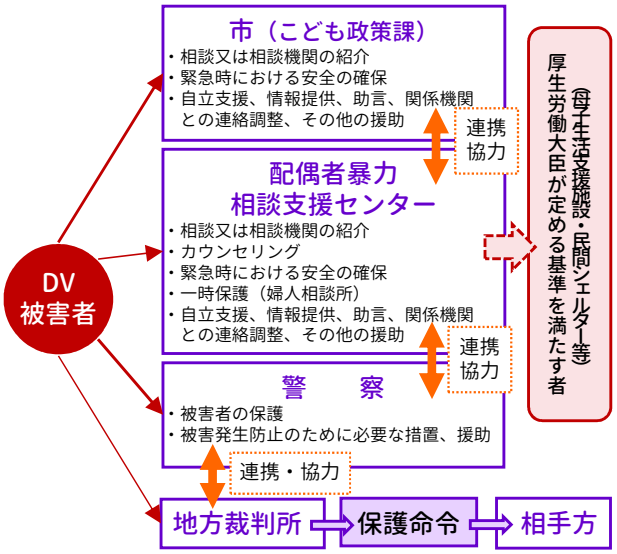

相談窓口

	相談機関	電話番号	開設日時
ＤＶ	遠野市子育て応援部こども政策課	62-0189	月～金　8：30～17：15（祝日は除く）
	遠野警察署	62-0110	24時間対応
	県南広域振興局保健福祉環境部福祉課	0197-22-2862	月～金　8：30～17：00（祝日は除く）
	岩手県福祉総合相談センター	019-629-9610	月～金　9：00～16：00（祝日は除く）
		019-652-4152	夜間　17：45～21：40 土・日・祝　9：00～21：40
	岩手県男女共同参画センター相談室	019-606-1761	月・水・木　9：00～18：00　火・金　10：00～20：00　土・日・祝日　9：00～17：00 （年末年始、アイーナ休館日は除く）
職場のハラスメント	釜石労働基準監督署 釜石総合労働相談コーナー	0193-23-0651	月～金　9：00～12：00、13：00～17：00 （祝日は除く）
	岩手労働局総合労働相談コーナー	0120-980-783	月～金　9：00～17：00（祝日は除く）

基本目標５　「ともに育む男女共同参画の意識」

ア　豊かな自然を愛し、平和で住みよいまち	イ　心と体をきたえ、温かい家庭と明るいまち	ウ　創意を集め、産業と交流の元気なまち
エ　恵まれた文化を活かし、夢を育む学びのまち	オ　共に考え支え合って、未来を望む協働のまち	

○　現状と課題

「男女共同参画社会」という言葉について、女性では78%の方が、男性では76%の方が認知していますが、平成27年度からほぼ横ばいとなっています。

「男女共同参画社会」の意識啓発に向けて、広報活動の実施、講座の開催や受講の奨励等を図ってきました。特に、岩手県において男女共同参画を推進する人材として養成している「いわて男女共同参画サポーター」については、本市においてもサポーター養成講座の受講を奨励し、これまで８名（うち男性１名）が認定されています。

（表22　「男女共同参画社会」という言葉の認知度の推移）　（単位：%）

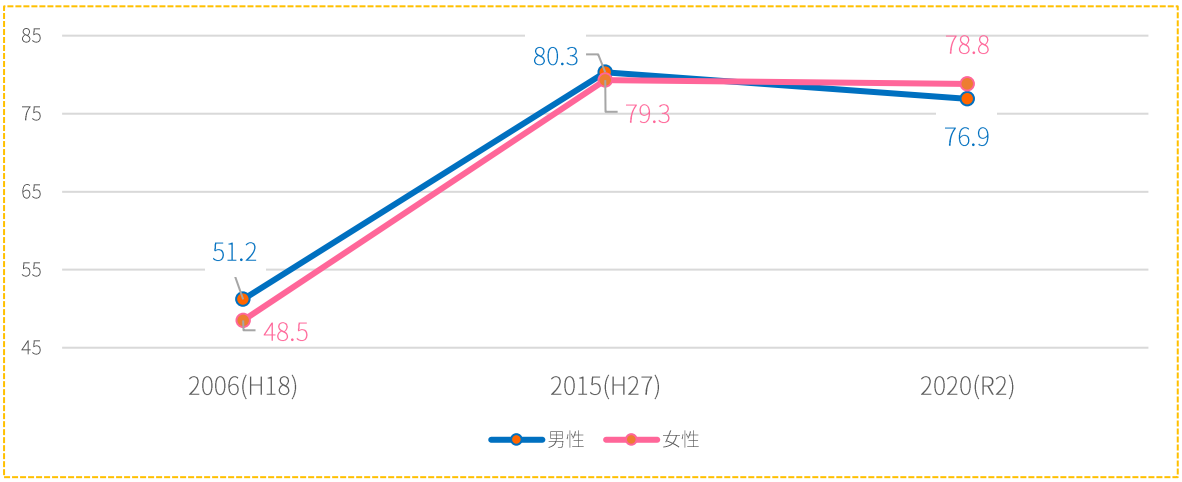

（表23　いわて男女共同参画サポーター認定者の推移）　（単位：人）

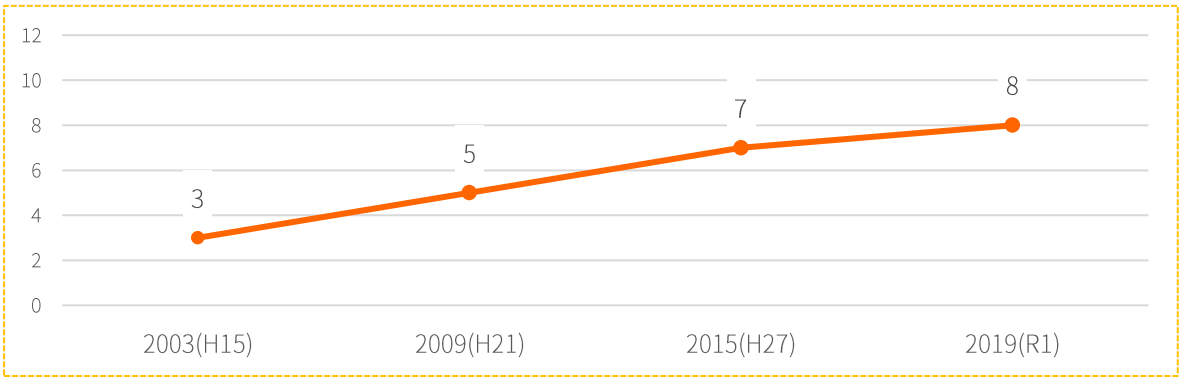

また、市民アンケートで性的指向や性自認に関する「ＬＧＢＴ[i]」という言葉については、回答いただいた方の51%が認知していることから、より理解を深め、偏見や差別を生まないような取組が求められています。

---

[i]　「ＬＧＢＴ」　Ｌがレズビアン(Lesbian：女性の同性愛者)、Ｇがゲイ(Gay：男性の同性愛者)、Ｂがバイセクシュアル(Bisexual：同性愛者)、Ｔがトランスジェンダー(Transgender：こころの性とからだの性との不一致)の頭文字から作られた言葉。性的指向又は成人における少数者を表す総称として、「性的マイノリティ」、「セクシュアル・マイノリティ」、「ＬＧＢＴＱ」、「ＳＯＧＩ」などがあるが、本計画においては、国連の広報等で用いられている「ＬＧＢＴ」を用いる。

（表24　「ＬＧＢＴ」という言葉の認知度）　（単位：%）

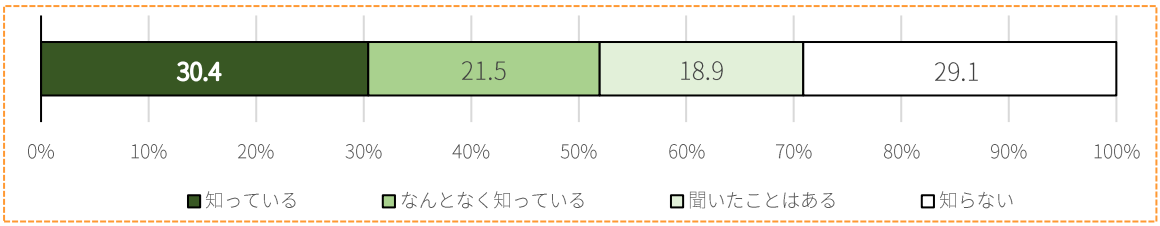

○　施策の方向

(1)　男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女共同参画を推進するためには、幼少期から家庭や学校において男女平等や人権尊重、男女の相互理解と協力の重要性について発達段階に応じた教育を行います。

家庭教育に関する学習活動を促進するため、広く学習情報や学習資料を提供するとともに、家庭教育支援事業等を通じて、男女共同参画の推進や家庭の教育力向上につながる取組を行います。

また、誰もが夢や希望を持ち、互いを認め合って生きるためには、生涯にわたり学ぶことができる環境が必要であることから、幅広い実施主体による男女共同参画に関する学習の機会を提供するとともに、地域において男女共同参画を推進する人材の育成に努めます。

女性リーダーが活躍できる環境をつくるため、生涯学習活動を通じて、女性リーダーに対する啓発に努めます。

(2)　性の多様性の尊重

ＬＧＢＴに対する知識や理解不足により、当事者や家族が生きづらさを抱えており、岩手県男女共同参画センターに設置してある相談窓口への相談件数が増加しています。

ＬＧＢＴやその関係者に対する相談窓口についての周知を図るとともに、幅広い市民や企業等を対象として、多様な性的指向・性自認への理解促進を図るための普及啓発に努めます。

(3)　男女共同参画の理解の促進

国や県、幅広い市民等と連携・協働し、男女問わず幅広い年代に向け、身近で分かりやすい表現による広報・啓発活動となるよう配慮します。

また、市や関係機関で作成する刊行物について、男女の人権に配慮した表現とするよう働きかけを行います。

男女共同参画に関する市民の意識について、機会を捉えてアンケート調査等を実施し、結果を分析して市民への周知と施策への反映を図ります。

○　指標の設定

№	指　　標		現状値	2025（Ｒ７）目標値
9	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	（女性）	78.8%	90.0%
		（男性）	76.9%	
10	「男女共同参画サポーター」の認定者数		８人	13人
11	「ＬＧＢＴ」という言葉の認知度		51.9%	60.0%

■　指標の一覧

№	指標		単位	現状値	目標値（R7）
基本目標１　一人ひとりの能力が輝く地域づくり					
1	各委員、協議会への女性参画率 ［遠野市総合計画まちづくり指標］		%	２６．７	３０．０
2	地域活動への女性参画率 ［遠野市総合計画まちづくり指標］		%	２４．３	３０．０
基本目標２　みんなが幸せになれる働き方と女性活躍の推進					
3	「仕事と家庭生活の優先度」において「バランスが取れている」と答える市民の割合		%	２３．３	４０．０
4	「女性がとても働きやすい職場である」と答える市民の割合		%	２６．１	３５．０
基本目標３　家庭から始める男女共同参画					
5	家庭での家事や育児について「分担のバランスが取れている」と答える市民の割合		%	２０．５	２５．０
基本目標４　異性に対するあらゆる暴力の根絶とハラスメントの防止					
6	ＤＶに対する認知度		%	８４．９	９０．０
7	ＤＶやデートＤＶを受けたときの相談窓口の認知度		%	７２．１	８０．０
8	「ハラスメントを受けたことがない」と答える市民の割合		%	５９．８	６５．０
基本目標５　ともに育む男女共同参画の意識					
9	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	（女性）	%	７８．８	９０．０
		（男性）	%	７６．９	
10	「いわて男女共同参画サポーター」の認定者数		人	８	１３
11	「ＬＧＢＴ」という言葉の認知度		%	５１．９	６０．０